

## 令和8年度 学校における医療的ケア実施業務（その2）仕様書

### 1 業務目的

医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）の安全安心な学習環境を確保するとともに、現在医療的ケアを実施している保護者の負担軽減を図るため、訪問看護師を派遣する医療的ケア事業を実施する。

### 2 業務実施場所

医療的ケア児が在籍する那覇市立小学校（以下「実施校」という。）

★別記「令和8年度 医療的ケア実施予定一覧（その2）」参照

### 3 契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

※令和8年4月8日から医療的ケアの実施を原則とする（一部、血糖値測定・インスリン注射等のケアについては給食開始日からの実施）が、保護者や学校との調整のうえ実際の開始日を決定する。

医療的ケアの実施開始の際は、必要に応じて一定期間保護者が付添い主治医の指示内容の確認や具体的な手技の引継ぎ等を行う。

また、契約期間中に行われる、医療的ケア児の状態確認や保護者・学校・主治医等との調整等のための看護師の派遣についても、委託料を支払う対象とする。ただし、その場合は事前に教育委員会と調整するものとする。

### 4 対象の医療的ケア児及び医療的ケア児の状態等

★別記「令和8年度 医療的ケア実施予定一覧（その2）」参照

学校名や医療的ケア児の状態等については、教育委員会学校教育課窓口で閲覧することができる。

### 5 業務内容

#### （1）医療的ケアの実施（看護師の派遣）

実施校に看護師を派遣し、医師の指示書に基づく医療的ケアの実施や健康管理、その他必要な看護を行う。

また、医療的ケア児の病状や特性に合わせ、児童自身が自らケアが実施できるよう支援を行うことに努め、将来的な自立を目指す。

- ・主治医の指示書に基づいた医療的ケアの実施
- ・医療的ケア児の健康観察
- ・医療的ケアの実施内容の記録及び報告

（毎月の報告は教育委員会所定の様式で行うが、それとは別に訪問看護記録（様式は自由）などを整備し、教育委員会から提出を求められた際には速やかに提出すること。）

- ・医療的ケア児の保護者及び担任等学校職員との連絡及び情報交換
- ・派遣時間中における緊急対応に必要と認められること
- ・その他医療的ケアを実施する際に必要と認められること

## (2) 相談・助言、その他支援業務

実施校において、医療的ケア児の保護者や担任等学校職員からの相談に応じるとともに、必要に応じて助言やその他の支援を行う。

- ・医療的ケア児の医療的ケア実施マニュアルの作成
- ・学校が作成する緊急時対応マニュアルや災害時対応等に対する助言及び支援
- ・医療的ケア児の健康・安全の確保への協力（実施校への情報提供及び職員との連携に努める）

## 6 業務日及び業務時間

★別記「令和年度 医療的ケア実施予定一覧（その2）」参照

### (1) 医療的ケアの実施日（派遣日）

看護師の派遣は、原則、実施校の開校日の平日とする。ただし、当該児童が登校しないことが前もってわかっている場合は看護師の派遣は不要とする。

なお、土曜日、日曜日及び祝日等を実施される学校行事については、派遣の可否を事前に教育委員会と調整するものとする。

校外学習等については、那覇市内で実施される場合については看護師の派遣対象とする。ただし、那覇市外であっても受託者が対応可能であれば派遣することができる。

※校外学習等への当該児童の参加については、保護者、看護師（受託者）らと協議のうえ実施校の校長が決定することとする（当該児童の状態、活動内容や活動場所、緊急時の対応、保護者の付添いの有無等、当該児童の安全安心な活動に関わる必要な事項について協議する）。

参考：長期休業予定

学年始休業 令和8年4月1日～4月7日

夏季休業 令和8年7月21日～8月25日

秋季休業 令和8年10月14日～10月17日

冬季休業 令和8年12月26日～令和9年1月4日

学年末休業 令和9年3月21日～3月31日

### (2) 医療的ケアの実施時間（派遣時間）

医療的ケア1回あたりの派遣時間は当該医療的ケアが安全に遂行できる時間を十分に確保すること。（ケア実施後の状態観察等含み30分から60分を目途とする。）

この場合、受託者の事業所から実施校までの往復の時間は含まない。ただし、那覇市外でケアを実施する場合は、往復に要する時間の取り扱いについて教育委員会と協議する。）

## 7 資格

医療的ケアを実施する者は、看護師の資格を有する者とし、5の業務内容を迅速かつ的確に処理及び対応できるものとする。

## 8 業務に従事する看護師等の名簿提出及び名札の着用

- (1) ケア実施開始日の1週間前までに、業務に従事する看護師の名簿を提出すること。  
提出した名簿に変更または追加が生じたときは、速やかに変更後または追加の名簿を提出すること。
- (2) 看護師は、業務従事中、名札を着用すること。

## 9 契約方法等

- (1) 契約は看護師の派遣回数1回あたりの単価契約とする。
  - ※那覇市から支払う委託料は、実際に学校に看護師を派遣した回数の実績に基づいて算定し支払う。
  - ※ケアの事情により、業務従事時間が1時間を超えた場合、超過した時間実績を1時間につき1回で換算する。その場合、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げて算定するものとする。
- (2) 前もって医療的ケア児が登校しないことがわかっている日については、看護師の派遣の必要はない。ただし、学校（又は保護者）は前日の13時までにその旨事業所に連絡するものとする。登校しない日の委託料については次のように取り扱う。
  - ・登校しない旨を前日の13時までに連絡したときは、委託料は発生しないものとする。
  - ・登校しない旨を前日の13時より後に連絡したときは、委託料は契約額（単価）の全額を支払う。
- (3) 台風等天災地変による臨時休業やインフルエンザ等による学校閉鎖・学級閉鎖については、前記（2）にかかわらず委託料は発生しないものとする。
- (4) 別記「令和8年度 医療的ケア実施予定一覧」は予定（実施見込み）であり、変更の可能性がある。変更については次のとおり取り扱う。
  - ・派遣日数や1日の派遣回数が見込みより増える場合や急遽派遣を依頼する場合も、看護師を派遣するものとする。ただし、人的配置等その他の理由により追加の派遣が難しい場合は教育委員会に申し出て追加部分の履行について辞退することができる。
  - ・年度途中に対象の医療的ケア児への看護師の派遣が不要となる場合は、それ以降の委託料は発生しない。
    - ※本契約における実施見込みの委託料の支払いを保証するものではありません。
  - ・本事業は、国庫支出金に係る予算使用を前提としており、交付決定及び額の状況により派遣日数が変動する場合がある。
  - ・医療的ケアの種類・内容に変更がある場合は、別に協議して定める。

## 10 個人情報の取扱い及び秘密の保持

- (1) 本業務の遂行における個人情報取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、及び別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。
- (2) 本業務で使用又は収集した個人情報及び内部情報を、持ち出し、目的以外に使用し、若しくは第三者に開示又は提供してはならない。本業務終了後においても同様とする。

### ★別記

令和 8 年度 医療的ケア実施予定一覧（その 2）

|   | 実施校名             | 学年<br>性別 | 学校での主なケア                   | 1 日の派遣回数・派遣する時刻の目安                                    |
|---|------------------|----------|----------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1 | 小学校 E<br>(真和志地区) | 3 年<br>男 | 血糖値測定<br>インスリンの注射          | 1 日 1 回、12 時頃<br>※給食(昼食)がない日は派遣不要<br>派遣見込日数 200 日程度   |
| 2 | 小学校 F<br>(那覇地区)  | 5 年<br>女 | 間欠的導尿<br>おむつ交換等            | <u>1 日 2 回、10 時 30 分・13 時 30 分頃</u><br>派遣見込日数 200 日程度 |
| 3 | 小学校 G<br>(真和志地区) | 1 年<br>男 | 血糖値測定・インスリンの注<br>射補助・見守り   | 1 日 1 回、12 時頃<br>※給食(昼食)がない日は派遣不要<br>派遣見込日数 200 日程度   |
| 4 | 小学校 H<br>(首里地区)  | 1 年<br>男 | 血糖値測定・インスリンポン<br>プ操作補助・見守り | 1 日 1 回、12 時頃<br>※給食(昼食)がない日は派遣不要<br>派遣見込日数 200 日程度   |

※記載してある派遣時刻は目安であり、最終的には主治医の指示書に基づき医療的ケア児の状態や学校の時間割（日課）等を考慮し、保護者や学校と調整し決定する(曜日によって日課が違っている場合や学校行事等により日課が変更になる場合もあり、その際は派遣時刻も若干変わってくるが柔軟に対応すること)。

※対象の医療的ケア児が自らケアを実施することができるようになった場合や、その他別の理由で看護師の派遣が不要になる場合があることに留意すること。